

## 振替受益権に係る転換請求書（転換申請人用）

年 月 日

(指定転換請求者名) \_\_\_\_\_ 御中 \_\_\_\_\_

株式会社証券保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程等及び受益証券発行信託に係る契約（以下「信託契約」といいます。）に基づき、次の振替受益権に係る転換（追加信託又は一部解約）について、発行者への取次ぎを請求いたします。

## 1. 転換申請人

住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 (電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)
(カナ) 氏名	〇〇〇 〇〇〇 印 (法定代理人 〇〇〇 〇〇〇 印)

## 2. 転換種別（いずれかに○をしてください。）

<input type="checkbox"/>	追加信託（受益証券発行信託に係る財産と同種の財産を追加で信託し、当該財産に係る振替受益権の発行を受ける場合）
<input type="checkbox"/>	一部解約（信託契約の一部解約に係る振替受益権を抹消し、当該振替受益権に係る信託財産を受け取る場合）

## 3. 転換内容

銘柄名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
銘柄コード	
転換数量（単位）	〇,〇〇〇,〇〇〇 (株・口・その他( ))

※転換数量には、(1) 追加信託においては、追加で信託をする財産の数を、(2) 一部解約においては、抹消する振替受益権の数を記載してください。また、括弧内に記載されている項目のうち、当該転換数量の単位に○を付けてください。

注：裏面の御注意を御確認のうえ、太枠の中に御記入、御捺印ください。

## (御注意)

1. 本転換請求書の御提出後は、追加信託においては、その請求した信託財産の数、一部解約においては、その請求した振替受益権の数について、売却又は振替等ができませんので御注意ください。
2. 追加信託において、その転換に係る日程上、追加信託が発行者の内部的取扱いにおいて不利益と発行者が認める場合には、必要な期間が経過するまで、当該請求申出が受理されない場合があります。
3. 追加信託が日本国及び信託財産に係る現地国等の法令及び規制等に抵触する場合には、追加信託は認められないこととなります。
4. 一部解約においては、本転換請求書の御提出によって、一部解約に係る振替受益権について、発行者の口座への振替申請があったとみなしますので、御注意ください。
5. 一部解約において、その転換に係る日程上、一部解約が発行者の内部的取扱いにおいて不利益と発行者が認める場合には、必要な期間が経過するまで、当該請求申出が受理されない場合があります。
6. 転換には、発行者所定の手数料その他費用が発生しますので、指定転換請求者にお支払いください。当該費用のお支払いが確認できない場合には、転換手続が中断又は中止されることがあります。
7. 転換請求の取消し又は変更は、発行者が認める場合を除きできませんので御注意ください。
8. 転換に係る日程は、当該振替受益権に係る信託財産の決済の日程等により、銘柄ごとに異なりますので、あらかじめ御承知ください。

以 上

## (指定転換請求者記入欄)

残高確認欄	確認日： ○○年○○月○○日	口座残高： ○○,○○○,○○○
	口座番号： ○○○-○○○○○○○○	自己口への振替： 済 ・ 未済
受付店名及び担当者名	受付店名： ○○○○支店 ○○○○部 ○○○○課	
	担当者名： ○○○○	内線番号： ○○○○○

※ 指定転換請求者におかれましては、各支店で受け付けた「振替受益権に係る転換請求書（転換申請人用）」を取り纏めたうえで、別途、発行者に対して「振替受益権に係る転換請求書（指定転換請求者用）」の提出が必要になります。